

[事案 2021-213] 契約無効請求

・令和4年5月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から死亡保険金受取人の指定について誤った説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年1月に生死不明の母親を死亡保険金受取人として契約した定期保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1) 婚約者を死亡保険金受取人（以下「受取人」）にできないのであれば、2親等以内で指定できる人がいないと募集人に伝えたところ、一旦母親を受取人にして、婚約者と入籍後に婚約者に変更したらどうかと提案された。
- (2) 生死もわからない状況で母親を受取人にできるのか質問したところ、「できる」と回答され、音信不通であったため住所も不明であったが、大体的内容を記入するように言われた。
- (3) 契約の数か月後に、契約時に母親は死亡していたことが分かり、住所も申込時に記載したものと全く異なっていた。死亡している人物を受取人とした契約は成立しない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の母親が存命であると聞いており、本来であれば成立しない契約を成立できるようにして、契約させたわけではない。
- (2) 契約成立後に受取人が死亡していることが発覚した場合、自己のための契約として有効に成立する。
- (3) 受取人の住所の誤りは、補助情報としては無効となるが、契約の有効性に影響はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が受取人の指定について誤った説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。